

## 重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護・指定訪問看護)

### 1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社 結絆
主たる事務所の所在地	〒067-0073 江別市弥生町 8 番地 11
代表者(職名・氏名)	代表取締役 坂田 貴任
設立年月日	2020 年 12 月 11 日
電話番号	011-598-6437

### 2. 事業所の概要

事業所名	みいな訪問看護リハビリステーション	
所在地	〒003-0023 札幌市白石区南郷通 18 丁目北 1-10	
電話番号	011-598-6437	
サテライト	みいな訪問看護リハビリステーション サテライト東栄	
所在地	〒007-0841 札幌市東区北 41 条東 16 丁目 3-14	
電話番号	011-598-6437	
サテライト	みいな訪問看護リハビリステーション サテライト中央	
所在地	〒060-0042 札幌市中央区大通西 17 丁目 1-14 旭堂第 2 ビル 2 階	
電話番号	011-598-6437	
指定年月日・事業所番号	2021 年 5 月 1 日指定	0160591509
管理者名	石原 鮎美	
サービス提供地域	札幌市西区、白石区、中央区、北区、豊平区、南区、東区、厚別区、清田区、手稲区、江別市、北広島市	

### 3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1 名 (常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	12 名 (常勤) 0 名 (非常勤)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	11 名 (常勤) 0 名 (非常勤)
作業療法士		7 名 (常勤) 0 名 (非常勤)
言語聴覚士		0 名 (常勤) 0 名 (非常勤)
事務職員		5 名 (常勤) 0 名 (非常勤)

#### 4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年未年始(12月30日～1月3日)は除きます。	8時45分～17時15分まで

(1) ※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

#### 5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- (3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

#### 6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

#### 7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

#### 8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

#### 9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険・健康保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険・健康保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 利用者負担金は、毎月27日にご指定の金融機関の口座から引落となります。  
引落のほかは、ご相談ください。

#### 10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

**ステーション名 : みいな訪問看護リハビリステーション 連絡先 : 011-598-6437**

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。  
当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容態の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

**キャンセル料金 : 2000円**

## 11. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

## 12. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。
- (2) 青年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 虐待防止のために対策を検討する委員会を設立しています。
- (6) 虐待防止のための指針を作成しています。

## 13. 身体拘束の禁止

事業者は、サービスの利用にあたっては利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。

- (1) 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (2) 事業所は身体拘束の適正化を図るため、次にあげる措置を講じます。
  - ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
  - ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

## 14. 感染症対策の強化

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次にあげる措置を講じます。

- (1) 訪問従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (4) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 15. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 16. ハラスメント

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
  - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
  - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為（上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象）

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しないための再発防止策を検討します。
- ・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
  - ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約等の措置を講じます。

## 17. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	011-598-6437	FAX番号	011-598-6438
担当者	管理者 石原 鮎美		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課	電話番号:011-211-2547
	北海道国民健康保険団体連合会	電話番号:011-231-5161

## 18. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

令和 年 月 日

【説明確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

<利用者> 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

※上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

【説明確認欄】 上記のとおり重要事項について文書を交付し、説明しました。

<事業主> (事業者)

住 所 江別市弥生町 8 番地 11

事業者名 株式会社 結絆

代表者 代表取締役 坂田 貴任 (印)

(事業所名)

住 所 札幌市白石区南郷通 18 丁目北 1-10

事業所名 みいな訪問看護リハビリステーション

管理者名 石原 鮎美 (印)

# みいな訪問看護リハビリステーション

## 介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

### 要支援のご利用者様

サービス内容	指定訪問看護（要支援者対象）					サービス提供時間/加算説明等	
	利用料（10割）	利用者負担額			単位		
		1割	2割	3割			
訪問看護Ⅰ-1・時間内	3093円	310円	619円	928円	303単位	1回につき 20分未満	
訪問看護Ⅰ-2・時間内	4604円	461円	921円	1382円	451単位	1回につき 30分未満	
訪問看護Ⅰ-3・時間内	8106円	811円	1622円	2432円	794単位	1回につき 30分以上1時間未満	
訪問看護Ⅰ-4・時間内	11128円	1113円	2226円	3339円	1090単位	1回につき 1時間以上1時間30分未満	
◆訪問看護Ⅰ-5：減算あり （PT・OT・ST）	2817円	282円	564円	846円	276単位	リハビリ20分（284単位-8単位） 訪問看護訪問回数超過等減算あり	
◆訪問看護Ⅰ-5：減算あり （PT・OT・ST）	5635円	564円	1127円	1691円	552単位	リハビリ40分（要支援：（284単位-8単位）×2） 訪問看護訪問回数超過等減算あり	
特別管理加算	Ⅰ	5105円	511円	1021円	1532円	500単位	1か月に1回算定 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等、計画的に管理する内容によっていずれかを算定
	Ⅱ	2552円	256円	511円	766円	250単位	
複数名訪問看護加算Ⅰ 【+看護師等の場合】	30分未満	2593円	260円	519円	778円	254単位	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護（介護予防含む）を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要
	30分以上	4104円	411円	821円	1232円	402単位	
複数名訪問看護加算Ⅱ 【+看護補助者の場合】	30分未満	2052円	206円	411円	616円	201単位	
	30分以上	3236円	324円	648円	971円	317単位	
長時間訪問看護加算		3063円	307円	613円	919円	300単位	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	Ⅰ	3573円	358円	715円	1072円	350単位	新規に訪問看護を提供した場合、 区分変更（要支援→要介護、要介護→要支援）時に算定 Ⅰ：退院、退所した当日、Ⅱ：退院、退所した翌日以降 暦月で2か月訪問なしの場合も算定
	Ⅱ	3063円	307円	613円	919円	300単位	
退院時共同指導加算		6126円	613円	1226円	1838円	600単位	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算	Ⅰ	6126円	613円	1226円	1838円	600単位	1か月に1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	5860円	586円	1172円	1758円	574単位	
専門管理加算		2552円	256円	511円	766円	250単位	1か月に1回算定 「緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師（イ）」または「特定行為研修を修了した看護師（ロ）」が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
看護体制強化加算		1021円	103円	205円	307円	100単位	1か月に1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
サービス提供体制強化加算	Ⅰ	61円	7円	13円	19円	6単位	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	30円	3円	6円	9円	3単位	
その他加算に関して							
夜間・早期加算 （夜18時～22時/早6時～8時）	ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ						
深夜加算 （深夜22時～6時）	同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます						

◆…①療士（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚師）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。

②理学療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者に訪問看護を行った場合は1回につき15単位減算されます（要支援のみ）。

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

【7級地】

負担額の計算方法：報酬単位×地域区分単位（10.21）＝A（小数点以下切り捨て）

A×0.9（1割負担の場合）＝B（小数点切り捨て）

A-B＝利用者負担額

# みいな訪問看護リハビリステーション

## 介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

### 要介護のご利用者様

サービス内容	指定訪問看護（要介護者対象）					サービス提供時間/加算説明等	
	利用料（10割）	利用者負担額			単位		
		1割	2割	3割			
訪問看護Ⅰ-1・時間内	3205円	321円	641円	962円	314単位	1回につき 20分未満	
訪問看護Ⅰ-2・時間内	4808円	481円	962円	1443円	471単位	1回につき 30分未満	
訪問看護Ⅰ-3・時間内	8402円	841円	1681円	2521円	823単位	1回につき 30分以上1時間未満	
訪問看護Ⅰ-4・時間内	11516円	1152円	2304円	3455円	1128単位	1回につき 1時間以上1時間30分未満	
◆訪問看護Ⅰ-5：減算あり （PT・OT・ST）	2920円	292円	584円	876円	286単位	リハビリ 20分（294単位-8単位） 訪問看護訪問回数超過等減算あり	
◆訪問看護Ⅰ-5：減算あり （PT・OT・ST）	5840円	584円	1168円	1752円	572単位	リハビリ 40分（要介護：（294単位-8単位）×2） 訪問看護訪問回数超過等減算あり	
◆訪問看護Ⅰ-5・2超：減算あり （PT・OT・ST）	7871円	788円	1575円	2362円	771単位	リハビリ 60分（要介護：（294単位×0.9-8単位）×3） 訪問看護訪問回数超過等減算あり	
特別管理加算	Ⅰ	5105円	511円	1021円	1532円	500単位	1か月に1回算定 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等、計画的な管理の内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	2552円	256円	511円	766円	250単位	
複数名訪問看護加算Ⅰ 【+看護師等の場合】	30分未満	2593円	260円	519円	778円	254単位	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護（介護予防含む）を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要
	30分以上	4104円	411円	821円	1232円	402単位	
複数名訪問看護加算Ⅱ 【+看護補助者の場合】	30分未満	2052円	206円	411円	616円	201単位	
	30分以上	3236円	324円	648円	971円	317単位	
長時間訪問看護加算		3063円	307円	613円	919円	300単位	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	Ⅰ	3573円	358円	715円	1072円	350単位	新規に訪問看護を提供した場合、 区分変更（要支援→要介護、要介護→要支援）時に算定 Ⅰ：退院、退所した当日、Ⅱ：退院、退所した翌日以降 暦月で2か月訪問なしの場合も算定
	Ⅱ	3063円	307円	613円	919円	300単位	
退院時共同指導加算		6126円	613円	1226円	1838円	600単位	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算	Ⅰ	6126円	613円	1226円	1838円	600単位	1か月に1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	5860円	586円	1172円	1758円	574単位	
専門管理加算		2552円	256円	511円	766円	250単位	1か月に1回算定 「緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師（イ）」または「特定行為研修を修了した看護師（ロ）」が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
ターミナルケア加算		25525円	2553円	5105円	7658円	2500単位	死亡月につき1回算定（※要介護のみ） ※提出している訪問看護ステーションのみ算定
看護体制強化加算	Ⅰ	5615円	562円	1123円	1685円	550単位	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	2042円	205円	409円	613円	200単位	
サービス提供体制強化加算	Ⅱ	61円	7円	13円	19円	6単位	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅲ	30円	3円	6円	9円	3単位	
その他加算に関して							
夜間・早期加算 （夜18時～22時/早6時～8時）	ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ						
深夜加算 （深夜22時～6時）	同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます						

◆…①療士（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります

【7級地】